

フランス第二帝政期（1852-1870）における新人作曲家のオペラ初演
——パリの主要歌劇場の「義務目録」によるローマ賞受賞者への支援制度との関
連から——
落合美聡

本論は、フランス第二帝政期（1852-1870）における新人作曲家のオペラ初演の実態につ
いて、オペラ座、オペラ・コミック座、リリック座の「義務目録 *cahier des charges*」に
よるローマ賞受賞者への支援制度との関連の検証を通して新たな視点を与えるものである。

フランス第二帝政期の劇場上演は、法令と「義務目録」を中心に国の政策によって管理さ
れた。この劇場統制の弊害は新人作曲家の創作に及んだが、彼らの上演を守ろうとする動き
も認められた。オペラ座（1847、1866）、オペラ・コミック座（1851、1874）、リリック座
（1851、1854、1855、1862、1868）の「義務目録」では、まだ上演されていない作品を一定
数上演させるために、新作の数や幕数を定める規定が置かれていた。また、オペラ・コミッ
ク座とリリック座の「義務目録」においては、ローマ大賞受賞者に関わる規定も設けられて
いた。

しかし、上記の3つの歌劇場における第二帝政期の初演データにおいては、新作オペラの
数や幕数が「義務目録」の規定を満たしていない年が多く、その義務は十分に果たされてい
なかったことが分かる。またリリック座では、新人作曲家の新作上演の機会も十分に確保さ
れていたとはいえない状況にあった。この中で、ローマ大賞受賞者に関しては、オペラ・コ
ミック座では全1幕のオペラ・コミックで4名の初演が、リリック座では全3幕のオペラ
で1名の初演が支援されていた。

以上から、リリック座に代わり、より多くの新人作曲家の作品を初演させる機会を作っ
ていたのは、オペラ・コミック座であることが明らかになった。また、規定期間内に初演を果
たした5名には、ビゼーやマスネなど、今日フランス・オペラで広く知られている作曲家が
含まれており、第二帝政期の新人作曲家のオペラ初演に対するローマ賞の支援制度が十分
な成果を挙げていたといえる。